

# 借地問題10項目

- 01 借地権を相続したが、相続の場合は、何かしなくてはいけないの？  
建物名義が数年前に亡くなった主人名義のままだけど？
- 02 ところで借地権って売却できるの？  
誰に相談したら良いの？ まずは何から始めるの？
- 03 親名義の借地に子供名義の家を建替える場合、借地権譲渡になるの？
- 04 誰も住まなくなったので、アパートや駐車場にして貸したいけど大丈夫？  
地主様の許可は必要なの？
- 05 地主様が譲渡の承諾をしてくれない。この場合はどうしたら良いの？  
借地権譲渡の裁判には、どんな手続きが必要なの？ 費用は？ 時間は？
- 06 譲渡承諾取得で地主様の所に行ったら、「朽廃だから借地権はない」と言われた。  
『朽廃』って何？ 注意すべき点はあるの？
- 07 譲渡承諾取得で地主様の所に行ったら、「等価交換をしよう」と言われた。  
『等価交換』って何？ どんなメリットがあるの？
- 08 譲渡承諾取得で地主様の所に行ったら、「地主様より買戻したい」と言われた。  
これってあり？ メリットはあるの？
- 09 地主様より底地買取りの打診をされた。 どう対処すれば良いの？ 相場は？
- 10 地代の支払も負担になってきたし、更新を控え更新料の支払も困難。  
借地権を維持するにはどうしたら良いの？

借地に限らず、不動産の相続や活用などでお悩みの方は、ご相談承っておりますのでお気軽にお電話下さい。

不動産売買・管理

ミサワホーム不動産

新築・建替え

ミサワホーム

リノベーション・リフォーム

ミサワリフォーム

提携専門家集団

税理士、弁護士、不動産鑑定士  
ファイナンシャルプランナー 等

FAXお申込書 FAX:03-5450-3570

~事前予約受付中です~

★当日参加大歓迎★  
こちらのチラシをご持参ください

(ふりがな)				ご住所	〒
ご氏名					
TEL				個別相談会 ご予約の方	ご相談内容に✓をつけてください。 (複数選択可)
FAX					
借地の坪数	坪	参加人数	人		

借地権の譲渡(売却)  借地の有効活用  
 等価交換、底地権の買い取り  相続  
 増改築・リフォーム  その他  
 建て替え

お問い合わせ：ミサワホーム（株）東京南支店

住まいを通じて生涯のおつきあい

MISAWA

ミサワホーム東京支社

東京南支店 〒156-0055 世田谷区船橋1-37-4 2階 03(5450)3301

個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客様の個人情報を、建築工事(新築・増改築・外構工事等)の設計・管理・施工、不動産の売買・仲介・管理、その他当社定款所定の事業の実施にとどまらない、各種資料・ご案内等の記信・送付・お届け・ご連絡・ご訪問・お打合せ、アンケート調査等の実施・集計・活用、各種プラン・計画等のご提案、その他お客様に対して営業活動を行う目的で利用いたします。また、必要に応じ、上記利用目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを他社に委託することがございます。(郵便物の送付、データ作成等のため)。ご了承いただいたうえ、ご記入くださいますようお願い申し上げます。なお、お客様が、今後、当社による個人情報の利用をご希望されない場合には、当社ホームページにてご案内の利用停止手続きを御願いいたします。(http://www.misawa.co.jp/legal/privacy.html)